

県内宿泊施設及び旅行会社の代表者 様

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課長
(公 印 省 略)

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の利用事業者募集に
ついて (依頼)

本県の観光振興については、日頃御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このたび本県では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた宿泊施設及び旅行会社
が取り組むプレミアム付き「前売り宿泊券」「前売り県内旅行券」(以下「前売り宿泊券等」
という。)の販売を支援し、WeLove山陰キャンペーン終了後9月以降の宿泊予約及び
県内旅行予約獲得に活用いただける補助金を下記のとおり新設しました。

ついては、本補助金の交付を希望される事業者については、別紙様式により電子メール又
はファクシミリで回答をお願いします。

記

1. 鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の概要

(1) 補助対象者

県内の宿泊施設(宿泊施設は、旅館業法の許可を受けた者。ただし、社会福祉施設及び店舗
型民俗特殊営業を営む者を除く。また、住宅宿泊事業法に根拠を有する民泊も対象とする。)
及び旅行会社

(2) 補助対象経費

ア. (1) が独自に発行し、令和3年8月31日までに鳥取県民向けに販売した、令和3年
9月1日から12月31日までの間の宿泊(旅行)予約を伴うプレミアム付き「前売り
宿泊券等」のプレミアム相当分(1/2、上限5千円)の経費で、現に使用されたもの
に限る。〔補助率10/10以内〕

イ. 「鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業」が中止になった場合、その中止
発表に起因して発生したキャンセル料(実費)〔補助率10/10以内〕

(3) 補助事業期間

ア. 販売期間：令和3年6月21日以降～令和3年8月31日

イ. 利用可能期間：令和3年9月1日～令和3年12月31日(この期間内で各事業者が
独自の利用期間を設定可能)

(4) 補助上限額

利用者1人1泊当たり5千円(日帰り旅行の場合は1人当たり5千円)

(5) 他の制度との併用

○WeLove山陰キャンペーン及びGoToトラベル事業との併用は不可。

○WeLove山陰キャンペーンが期間延長となった場合、本事業による宿泊予約及び日帰り
旅行予約をWeLove山陰キャンペーンによる予約とみなしてWeLove山陰キャンペー
ンの割引を行うことを妨げない。

2. 前売り券の発行について

(1) 様式(前売り券は任意様式とし、各登録事業者で用意する。)

ア. パターン1：「宿泊予約確認書」や「旅行手配内容確認書」を前売り券として扱う
購入者が宿泊日(旅行日)を指定し予約・支払い。代金に応じて半額割引(上限5,000
円/人)を行い、宿泊施設や旅行会社が発行している「宿泊予約確認書」や「旅行手
配内容確認書」を前売り券として扱う。

- イ. パターン2：前売り券の発行額面・種類は事業者側で設定し、販売する
 例) 1,000円券×5枚綴りを販売額2,500円で発行。宿泊（旅行）代金が10,000円以上のお客様に2セット（額面10,000円分）を販売する。
 ※販売額は1人1回の予約につき半額分、上限5,000円（額面10,000円）の範囲で設定する。利用者は補助対象額内で利用可能。
 ※釣銭は出ない。

(2) 記載内容

販売日、宿泊・旅行予定日、本来の価格・割引額・割引後の価格、発行事業者名及び連絡先を必ず記載してください。

(3) 前売り券購入者へ周知すべき事項

- ① WeLove 山陰キャンペーン及び GoTo トラベルキャンペーンとの併用はできないこと。
- ② 鳥取県内の新型コロナウイルス感染状況が国の指標によるステージⅢに相当すると判断された場合、前売り券は利用中止となること。
- ③ 購入した前売り券は、釣り銭は出ないこと。
- ④ 令和3年8月31日までに宿泊（旅行）予約が必要であること。

3. 事業の流れ

時期	項目	内容
R3年6月中旬以降～R3.8.31まで	参加申込 (補助金交付希望)	参加申込書(別紙)を県に提出してください。 ⇒ <u>申込を受付けた場合は、県ホームページに対象施設として掲載しますので、確認ください。</u>
	前売り券の発行・販売	県ホームページで掲載確認後、前売り券を独自に発行の上、販売ください。
R3.9.1～R3.12.31まで	前売り券の利用	前売り券の利用者に対応ください。
R4.1.20まで (利用終了後から20日以内)	補助金交付申請及び実績報告	交付申請書兼実績報告書を提出ください。 【 <u>実績報告時に添付が必要な書類</u> 】 ○販売したプレミアム付き「前売り宿泊券」又は「前売り県内旅行券」の見本 ○販売したプレミアム付き前売り券ごとの宿泊（旅行）予定日・販売日・料金等、利用実績が確認できる販売台帳のExcelファイル（個人情報(購入者名、住所、電話番号部分)を隠したデータを提出) ○口座振込依頼書、振込先となる通帳の写し
(実績報告後、随時)	額の確定、支払い	県が補助金額の書類(又は訪問による)検査を実施。その後、補助金額を確定し、振り込みします。 なお、途中支払を希望される場合はご相談ください。

4. 県への補助金交付申請並びに実績報告について

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業補助金の交付要綱を鳥取県観光戦略課のホームページに掲載しますので、利用実績に基づき交付申請書及び実績報告書を作成し、提出してください。(提出期限：R4.1.20)

※当該補助金は、プレミアム付き前売り券の「利用実績」に基づいて補助します。

[県観光戦略課ホームページ] <https://www.pref.tottori.lg.jp/298205.htm>

5 問い合わせ先

担当：観光戦略課 お楽しみ券応援事業担当

電話 0857-26-7237 ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kankou@pref.tottori.lg.jp